

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしています！

埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町7-12-8

自治労連会館内

三郷市社会保障推進協議会

〒341-0032

三郷市谷中397

埼玉土建三郷支部気付

No.12

2010年3月5日発行



支援する会、2月17日(水)浦和駅西口宣伝

2月23日
三郷地域総行動での訴え

2月23日(火)

裁判公判日、事前の宣伝として、浦和駅西口で朝8時から9時まで、宣伝カーによる音出しが、裁判内容を知らせるビラまきを行っています。2月17日の寒中のなか、7団体21人で500枚のビラをまきました。

浦和駅西口宣伝行動

三郷生活保護裁判は、2007年7月11日、さいたま地裁に三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟を起こしたもの。2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、次回13回口頭弁論裁判で、原告・被告双方の証人の確定や審問の順番が決まる予定です。証人から、どのような証言があるか、いよいよ裁判も大きな山場となります。

三郷生活保護裁判 準備進む

三郷地域総行動実行委員会は、ふたつの会場で「なくせ貧困と格差！」憲法を生かし、守ろう。そのうちのひとつ三郷文化会館で開催され「三郷地域集会」を開催されました。



支援を訴える津村さん

第十三回口頭弁論と宣伝の日程
日 時：2010年4月18日(水)
午前十時〇〇分～十時三〇分
傍聴の抽選は、九時三〇分です。
場 所：さいたま地方裁判所101法廷
支援団報告会が裁判終了後

★当日、浦和駅西口宣伝をおこないます。
*時間は午前八時～午前九時

支援の訴えに、署名が
123筆集まりました。

た集会に、地元で裁判を支援する「三郷生活保護裁判を支援する会」の津村さんが参加し、原告が裁判に訴えた申請を受け付けなかつて2ヶ月あまりで転居をせざるを得なかつた、三郷市の非情な対応と、生活保護を受給して2ヶ月あまりで転居をせざるを得なかつた、三郷市の非情な対応について説明し、現居にさしかかる重い裁判をたたかい、証人審問にきていることを報告し、支援を訴えました。会場では、支援の訴えに、署名が123筆集まりました。

三鄉生活保護裁判
第12回 口頭弁論

傍聴者の参加は、
1名でした。

原告からは第13・

第14準備書面がさいたま地裁に提出され、この日の第12回口頭弁論では、第13準備書面と第14準備書面の内容説明がされました。



弁護士会館での裁判報告会

この区の面接記録から、通常であれば、生活保護行政がとるべき対応がみえ、三郷市がいかに異常だったかが見て取れます。

を打ち切られている状況を確認しています。

①平成18年8月28日に三郷市を転出した原告は、その後9月19日に転居先の区福祉事務所を訪ね、生活苦を訴えます。区の担当者は、三郷市からの移

第13準備書面は、原告が転居させられた区での福祉事務所を訪ねた際の面接記録からわかる事実についての内容だ。

管手続きがされないことに疑問をもち、のちに福祉事務所に確認をしています。

1月から6月までの6か月、毎月10万円ものローンを趣味のために支払えていた以上、平成17年2月1日に

く中、借入金で何とか返済を続けていましたが、借金に追われて生活に回すお金がなく、また、新たな借入れも

これまで、公正な判決を求める署名は、23,407筆をさいたま地裁に提出していく。証人審問がはじま出す。



傍聴者からの訴え

「三郷生活と健康を守る会」より、「会員はけつして多くないが裁判を勝たせるため、地元から声をかけあって、裁判傍聴にかならず参加しています。裁判支援は、長期的なものであり、地道な継続支援が必要です。他の支援団体や個人の方もぜひひ声を掛け続け、参加を組織してください。」と訴えられました。

集まっている署名用紙は、「支援する会」事務局まで至急提出してください。

署名は、埼玉社保協のホームページ

<http://www.shahokyo.org/>にアクセスを。

各種集会、団体を通じて全国から幅広く集まっています。引き続き、結審まで署名を集めていきますので、ご協力ををお願い致します。